

バロンによる国制改革運動再考 —アンジュー帝国史の視点から—

朝 治 啓 三

(本稿は2017年11月25日に愛知大学豊橋キャンパスで行われた講演原稿に加筆したものです。講演のタイトルは「シモン・ド・モンフォール研究の現在—アンジュー帝国の視点から—」でしたが、その後加筆し講演の一部に焦点を当てた内容になりましたので、本稿ではタイトルを変更しています。)

シモン・ド・モンフォールの乱の名で知られる、イングランド貴族による国制改革運動は1258年に始まり、1265年8月4日のイヴシヤムの戦いにおけるシモン・ド・モンフォールの戦死を以て終結する。これまでに長い研究史があり、筆者はその回顧と論点整理を既に2回に分けて行ったので¹、ここでは現在の研究状況の説明と、今後の研究に役立つであろう論点を提示することに焦点を当てて述べることにする。

我が国で長く教科書の見解とみなされてきたのは、19世紀後半にオクスフォード大学のスタッブズが確立した、国制史上のシモンの乱の位置づけである。1215年に国王ジョンと反国王派諸侯との間に結ばれた国制上の約束ともいべきマグナ・カルタは、ジョンの死後、後継した息子のヘンリ3世によって何度も再確認され、国王が諸侯やイングランド住民に対して守るべき約束として認識されていたが、1250年前後からヘンリ3世がその約束に反する王国民統治を始めたため、諸侯が結束して、ヘンリにマグナ・カルタの履行を再確認させるだけでなく、違反行為を防止するための制度として、諸侯の共同体が国王に政治上の助言を行い、国王はその助言を尊重して統治することを、1258年4月にヘンリに迫ったことで運動が開始された、というのがその骨子である²。

スタッブズ説は19世紀後半のイングランドで議会による王国統治が、世界の模範とみなされていた時代状況を反映している。彼が主張する国制史では、しかし、1265年のパラメントに都市代表が初めて召集されたことの蓋然性を説明し得るが、具体的理由や状況を説明できない。例えばなぜシモンが他ならぬ1265年に、都市代表を召集するに至った

のかを実証できない。スタッブズによれば 1258 年の改革派諸侯が求めた国制改革案の核心部分である、最高司法官、大法官、財務府長官の任免は諸侯の助言に基づいて行われるべしという項目は、それに先立つ 1244, 48, 49, 55 年の改革運動の際にも持ち出されており³、その「流れ」の中で、1258 年の改革運動が生じたことは歴史的必然であるとみなされている。スタッブズの国制史系統に属するが、トレハンは政治的事件が国制史上で果たした意義を確定することで、スタッブズの国制史に比べてより具体的な歴史像を提供しようとする。例えば、シモンら 7 諸侯が 1258 年 4 月にヘンリに改革を迫った事実経過は、国制史研究では、シシリー十字軍計画によるイングランドでの課税の承認を求めてヘンリが召集したロンドン(実際にはウェストミンスター)でのパーラメントで、バロンたちがシシリー遠征計画の杜撰さを訴え、それに伴う金銭徴収を緩和し、この計画を国王が諸侯の同意なしに決めたことを責めて、今後は諸侯の同意の上で政策決定をするように要求したと説明されている。これを補って、ヘンリがそれを受け入れたのは、教皇からの破門を恐れたからである、というのがトレハンの政治史を加味した説明である。この度の破門の脅しが、1244 年以來の諸侯の要求よりはるかに大きな危機的状況をヘンリに与えたとみなして、破門の意義を強調する。ヘンリがそれを避けるには、諸侯に依頼して財政援助を期待するしか選択肢がなかったと見なされている⁴。

これに対してカーペンターは、教皇アレクサンダー 4 世の破門は実際には出されておらず、イングランドへ派遣した特使アールロットには、期限を延長する権限を与えていたから⁵、破門はヘンリにとっては脅威ではなかったとみなす⁶。ではヘンリが諸侯の要求に応じて国制改革の宣誓を行ったのは何故か。カーペンターは、それはヘンリが諸侯の武力によって強制された結果である *he was forced to by his magnates* とみなす。政治史家は年代記史料を駆使して、状況を具体的に再現しようと努める。テュークスベリ修道院年代記の記述に基づいて⁷、諸侯が武力で要求受諾を強制し、ヘンリはそれに屈して宣誓したと述べている⁸。1258 年 4 月にヘンリがロンドンにパーラメントを召集した時、武装して終結した国王直属封臣(バロン)たちが、ヘンリに国制改革を迫った結果、ヘンリは彼らの助言に委ねることを宣誓したとカーペンターは説明している¹⁰。

もしこの説が正しいとすると、諸侯が武力を行使してまでヘンリに改革を迫った理由は何か。カーペンターは、それはイングランド大諸侯たち *magnates* がヘンリの異父兄弟で

あるリュジニャン家の四兄弟から様々な不利益を被り、しかもヘンリがリュジニャン家を庇って、訴訟を妨害したからであるとみなしている¹¹。トレハンが改革運動開始の原因として重視した、地方の中小領主や地主たちへの、国王地方官であるシェリフらの役人による苛斂誅求や、巡回裁判官による司法を通じての収奪は、諸侯層にとっては大きな被害をもたらさなかったと、カーペンターは見ている¹²。ヘンリによる恩顧配分策失敗の事例を数多く上げ、中でも1258年4月1日に起きたShere, Surreyでのリュジニャン家のAymer de Valenceの荘官がJohn fitz Geoffreyの荘官に暴力を加えた事件が、その1週間後に始まる予定だったパーラメントで、諸侯が結束してヘンリに立ち向かう、直接の原因になったことを重視している¹³。バロンたちbarons(直属封臣)は教皇への手紙の中でもこの訴訟に触れ、リュジニャン家のAymer ウィンチェスタ司教選任者の非道ぶりを訴えた¹⁴。バロンたちは教皇宛ての別の手紙で、「リュジニャン家に対して苦情を述べ訴訟をしても、国王が不平を言った者に敵対する」とも述べている¹⁵。6月に制定されたオクスフォード条款で決められた地方の不満調査を行うための同年8月以降の巡回において、このfitz Geoffreyの問題が、新しく選任された最高司法官によって審理された¹⁶ことは、この事件が持つ政治史的意義を語るとみなされている。

第1章 1258年4~6月の国制改革への合意

カーペンターが重視した、諸侯の武力による改革強制という論点と、諸侯の不満はリュジニャン家の横暴であるという論点とについて、立ち入って考察する。

テュークスベリ年代記はカーペンターが主張するように、4月28日にウェストミンスタでロウジャ・バイゴッドを始めとする7人の諸侯が、ヘンリに武力で国制改革を強制したと述べているのであろうか。カーペンターは次のように説明する。「テュークスベリ年代記は、武装した示威行動armed demonstrationが国王に1258年の改革を受け入れるよう強制したことを、明らかに示している。」「テュークスベリ年代記のみが直接話法で書かれており、現場にいた者しか知り得ない情報を伝えている。」「それはパーラメントの現場目撃者から受け取った時事報告書newsletterから書かれた可能性likelihoodがある。」「テュークスベリ年代記の記述、『王自らと全てのことを改革派諸侯の助言に委ね、彼らが望むすべ

てのことを譲与しそれに同意する』という文言と、5月2日付の王の公文書の記述、『王国改革における24人委員によって規定される全てのことを違反せずに遵守することを宣誓する』とは、大きくは隔たっていないので、年代記作者は物事の要点を把握している grasps the vital point」¹⁷と。

現場目撃者とか時事報告書とかは記録が無いので、考慮の対象から外すとして、「武装した示威行動」に当たる記述は年代記には書かれていないのではないか。ロウジャ・バイゴッド(ノーフォーク伯)ら7人の諸侯は、武装、帯刀してウェストミンスタの宮廷に参内したが、入り口に刀を置いてヘンリと面会した、と年代記には書かれている¹⁸。更に、ヘンリが「自分は貴下らの囚われ人か」と質問すると、ロウジャは「いいえそうではありません」、「リュジニャン家一族が追放されれば、神の栄光が、そして陛下の王国の良き人々にとっての平和があるでしょう」と回答したとも書かれている¹⁹。ヘンリが武装した7諸侯に武力で強制したとは書かれてはいない。場所はウェストミンスタの王の宮廷であり、王の護衛者が取り囲む中でのやり取りであろう。諸侯は刀を入口に残してきたので、武力で強制することは不可能であろう。

実はカーペンター自身、ヘンリが武力による強制を受けたとは述べていないという証拠を示している。それは1261年3~4月ごろにヘンリが諸侯に対する不満を列挙した文書である。そこでは武力強制への不満が述べられていない²⁰。カーペンターは、ヘンリが政治的配慮ゆえに敢えて述べなかったと解釈しているが²¹、論理的には不整合であろう。諸侯の助言に国王が拘束されるという状態への変更は、国王にとっては原則を揺るがす変更であるので、政治的配慮があったにせよ、言及しないのは不自然である²²。論理を重視する国制史と、状況に配慮する政治史との違いが読み取れる。

武力による強制が無かったとすれば、なぜヘンリは改革に同意したのかが問われねばならない。トレハンらが主張した破門への危惧も無い訳ではないが、カーペンターが実証したように、実際には破門は無かったので、ヘンリが破門を怖れたがゆえに改革に同意したという説明は、実証困難である。ヘンリには改革に同意すべき別の理由があった可能性がある。(ここでは触れない。)

もし諸侯が、嫌がっているヘンリに武力で国制改革を強制していたら、そのようにして成立した新しい制度は長続きし得たのであろうか。ロウジャたち7諸侯は「神の栄光、王

国の平和」を期待していると、年代記は述べている。国王との軍事的対決を求めているとは書かれていない。ヘンリが「諸侯が望む全てのことに同意した」と書かれているので、4月30日には、国王と改革派諸侯の団体とは、話し合いの結果国制改革に合意し、計画作成の為24人委員会の設立を決めた、というのが年代記の素直な読み方ではないか。すると次の問題が起きる。1244年以後何度も同じ要求を諸侯たちが行ってきたのに、なぜこの時だけ改革が合意されたのかという問題である。(王国統治以外の原因が絡んでいることが読み取れるが、ここでは触れない。)

カーペンターのもう一つの論点は、諸侯が国制改革運動に立ち上がった理由が、対リュジニャン家問題であるという点である。上記のように1258年4月1日にサリーのシア Shere でジョン・フィッツ・ジェフリの現地荘官に対する、リュジニャン家のエイマー Aymer de Valence の現地荘官の暴力事件が起きた。グロスタ伯、レスタ伯、ノーフォーク伯も、同じようなリュジニャン家による暴行、利益妨害、訴訟妨害などの被害を受けていた²³。これらに対するヘンリの訴訟介入、その結果としてのリュジニャン家保護という現実が、諸侯をして国制改革運動へと立ち上がらせたというのが、カーペンターが描く諸侯の改革運動像である。

そしてカーペンターはトレハン説とは逆に、リュジニャン家を弁護する。諸侯が教皇宛てに送った手紙によれば、リュジニャン家4兄弟のイングランド・バロンへの攻撃は、オクスフォード・パーラメントにおけるバロンの国制改革提案に対する抵抗であり、5月2日にヘンリが行った改革宣誓を取り消させようとするためであった、と解釈する²⁴。「兄弟がとった行動で、(諸侯に)挑発されての(受動的な)結果ではないと言い切れるものは殆ど無い。改革計画の殆どは、…国王によって王冠 Crown から手放された土地、保有権、城の国王への返還という点で、リュジニャン家を告発するものばかりである。これらは国王の財政状態を改善する、公共的精神による試みのように見えるが、それは実際にはリュジニャン家に対する党派的攻撃であった」²⁵。その例として、レスタ伯シモン・ド・モンフォールによるウィリアム・ド・ヴァレンスへの次のような言葉を挙げる。「お前が城を開け渡さないなら、お前は首を失うぞ。」これに対してリュジニャン家兄弟は、オクスフォード・パーラメントで城の明け渡し策の受諾を拒否し、外人傭兵の導入を工作した²⁶。カーペンターはこれらを、挑発を受けてやむを得ずとらされた受動的行動とみなして、改革者の側

を党派的と非難する。

カーペンターの論文を読んでいると、一部の諸侯がリュジニャン家による権利侵害を不満に思い、リュジニャン家をイングランドから追放することを企て、ヘンリには国制改革に見せかけて、政治の決定権を諸侯の団体へと移すよう工作した、と構想しているかのような印象を受ける。「1258年の革命はヘンリの宮廷内で起きた革命である」と述べてもいる²⁷。改革派諸侯による政権奪取とみなして、1258年の国制改革を政変として解釈していると読める。しかし疑問が残る。リュジニャン家の悪行の被害者が一部の諸侯にすぎず、それが私的な不満に過ぎないのであれば、国制改革ではなく個別対処で解決し得るのではないか。また改革派諸侯のリュジニャン家との利害対立が、「革命」を起こすほど激しいものなら、ヘンリが裁判に介入してまで、リュジニャン家を保護し続けるのは何故か。改革派諸侯がリュジニャン家4兄弟に城の明け渡しを要求したのは何故か、その一方で、4兄弟のうちギーとジェフリには永久追放を言い渡したのに、エイマーとウィリアム(ギヨーム)には改革終了まで滞英を許可したのは何故か、などの疑問は回答されていない。

諸侯を国制改革へと立ち上がらせたのは、個々の伯やバロンの私的な被害救済の為ではない。被害が組織的に生じていることを是正するには、国制を変更するしかないという必要が生じていたからである。カーペンターの説明を利用すれば、「ヘンリのリュジニャン家保護が彼らを法より上に置いた *The king's reaction illustrated in the most blatant fashion the way his protection placed them above the law*」という状況があった。「ヘンリが公正な裁判官たり得ていない *the king's failure as an impartial judge* ことが、1258年6月のオクスフォード條款が、最高司法官の職を復活させた理由である」²⁸ということになる。国王がその寵臣と他の諸侯との紛争を、公平に裁き得ていないことが、王国の司法制度を台無しにしているという現実に対処するには、国王としての義務を果たさせるべく、制度を改革するという途を諸侯は採らざるを得ない。一部諸侯の私的利益を回復することが問題なのではなく、王国の司法制度の改革が論点の一つであった。

ヘンリがリュジニャン家を保護するのは、異父兄弟であるからというよりも、同家の存在が1258年の時点では彼の大陸政策にとって必要な要素になっているからである²⁹。(後述)

オクスフォード條款で24人委員会が、ヘンリから城を宛がわれていた者から王への城

の返還を決め、城守護職をカウンシルが新たに任命して、その直後の6月22日に開封勅状で具体的措置が命じられたのは、城がヘンリの軍事力拠点であったからであり、ヘンリが武力で宣誓を取り消し、改革運動を破壊する可能性があったから³⁰、それを未然に防止する目的があった。リュジニャン家四兄弟に宛がわれた城が王冠へと返還されない場合、そこに配置されていた軍事力が改革派諸侯への圧力と成り得るからである。

エイマーとウィリアムは荘園や城を宛がわれ、本人の意思はともかく、イングランド諸侯として機能させられていたが、他の二人は帰仏しがちであり、利益を吸い上げるだけで、イングランド王国統治には貢献していないとみなされたから、改革派は彼らの追放を決めたのである。改革派諸侯は王国の財政状態改善のために城を回復させたのではなく、王国統治への貢献をさせるために、期限を設けて彼らの改革意思を試したのである。

4月28日に宮廷でロウジャがヘンリに言った言葉をよく見ると、「ポワトゥー人とその他の外人を、陛下と我々の面前から追放してもらいたい」と述べている。これは王国からの追放とも読めるが、王の宮廷からの追放とも読める。単なる異邦人 *aliens* を意味するともいえない。改革派諸侯の中には、サヴォワ貴族のピーターや、フランスから27年前にやってきたシモンもいたからである。ヘンリが外国から来英した人のうちの一部を重用し、他を政治から遠ざけたというのが事実で、そこまではカーペンター説は他説と齟齬は無い。ここではなぜヘンリも改革派諸侯も、リュジニャン家にこだわるのかが問われるべきである。

上記のようにヘンリは1258年の時点では、彼の大陸政策におけるラ・マルシュ伯リュジニャン家の占める役割を必要としていた³¹。その後1259年のパリ条約によって旧アンジュー家領のポワトゥーが失われた結果、ヘンリにとってもリュジニャン家にとってもこの状況が大きく変わった。

改革派諸侯にとっての政治課題は、十字軍課税、ガスコーニュ経営、対教皇庁政策、ドイツ王位の取得といった政治課題の解決に、軍事的、財政的負担を背負わされるイングランド住民が関与できていないという現実を変える必要がある、という課題であるが、これらは表面に表れやすい課題である。同時にこれらはいずれも王国外に由来する課題である。それらの課題についてはオクスフォード條款は殆ど言及していない。これに対して王国統治に関する事項では、国王権の重要課題である裁判、課税、軍事動員、地域内紛争の解決、

などに関する規定が設けられている。同時に対ウェールズ戦争に備えて諸侯が騎馬武装してオクスフォードへ集結したことにみられるように、外敵からの防衛も王国支配者の課題とみなされている。ヘンリの旧来の統治方針は、イングランド住民の利益に繋がらず、アンジュー家の大陸政策に必要な国王寵臣の利益を優先して決定されており、それに伴って生じる諸問題の解決が、イングランド諸侯だけでなく、彼らの封臣からも、都市や宗教団体からも、その他の王国住民からも求められていたことが、条款の規定とその後の具体的措置から読み取れる。

第2章 1258年6-8月 オクスフォード条款は「制定」されたのか

カーペンターは最近、1258年6月のオクスフォード・パーラメントで制定されたと伝えられている、いわゆるオクスフォード条款 the Provisions of Oxford について、それが公文書に記録されていないこと、さらに各州の州裁判集会で公表されなかったことを根拠にして、制定法として国王を拘束する効力が無く、改革派諸侯たちが国王ヘンリから統治権を奪う時の根拠に使われた私的文書である、との説をたてた³²。そこで本章では、オクスフォード条款が効力の無い私的文書なのか否かを考察する。

(1) 条款の制定過程

国王ヘンリ3世が諸侯の求めに応じて国制改革に同意した5月2日の声明に続いて、国王側12名、諸侯側(国王の声明では共同体側と述べられている)12名の委員が構成する24人委員会が改革草案を作成し、6月にオクスフォードで開催予定のパーラメントで議論し法 statute あるいは命令 ordinance として制定することになった³³。諸侯側がそこでの議論への準備用に作成したとみなされている「諸侯の請願 the petition of the barons」と呼ばれる文書が、バートン年代記に収録されている³⁴。これの作成過程やその後の使用のされ方については年代記には説明が無い。オクスフォードでのパーラメントで決定されたとみなされている改革に関する法 statute あるいは命令 ordinance とみなされているものが、オクスフォード条款 *provisio facta apud Oxoniam* である³⁵。複数の写本があり、17

世紀のコピーも発見されている³⁶。

ところでこの条款は、この時点では国王から臣下への証書、或いは一般向けの開封勅書という形では記録されず、各州の州裁判集会へ周知された記録も無い。そこでオクスフォード条款が実際に制定され、回覧され、効果を持ったのか、或いは法としての権威を持ったのかなどの疑問が出されている。ジェイコブは、バートン年代記に記載されているものを含めてオクスフォード条款とみなされているものは、個別の改革条項の寄せ集め *collection of piecemeal reforms, memoranda* であり、複数形で呼ばれていたとみなした³⁷。トレハンが6月22日にヘンリが24人委員会に改革計画作成を進めるように命じたことを根拠に、24人委員がオクスフォード条款の作成者であると断定している。その後遅くとも7月6日まではカウンスルが、条款作成の仕事を引き継いだとみなしている³⁸。その上で、バートン年代記に収録された版は4種あり、*the Provisions of Oxford is thus the first of a group of four similar documents belonging to this period* であり、そのいずれも正式版である *all four are informal but official memoranda of decisions of the Council upon matters of great importance* と結論している³⁹。6-7月の段階ではパーラメントで確定したという意味では、条款は公的であるが未確定で、その後修正、加筆されながら、後に条款と呼ばれるものになったと考えているようである。

条款は実在したというトレハンの解釈に対して、法制史家のブランドは、ウェストミンスター条款はパーラメントで制定され、記録されたから、制定法 *statute* と呼べるが、オクスフォード条款は制定法 *statute* ではないと断言する⁴⁰。ヴァレンテはブランドの解釈を批判し、公文書に記録されていないが、私文書には上記のように記録が複数あることから考えて、メモの段階でとどまったのではなく、改訂はあったがパーラメントで確定され、その後条文が個別に公表され、結果として公式文書として扱われたとみる⁴¹。17世紀にコピーがあるということは、その時にもまとまりのある規定の集合体(条款)として認識されていたという解釈であろう⁴²。この想定を補強するのは、8月4日にヘンリが出した地方巡回調査を実施するという命令に、「この条款 *provision* は、王国共通の便宜のために」作られた、と単数で書かれていることである⁴³。条文の寄せ集めではなく、まとまりのある単一の規定であるという解釈が成り立ち得る。ヘンリはこの声明で「カウンスルで作られた、そして作られるであろう条款すべてを遵守せよ」と命じ、自分もそれを確立する

establish と述べている⁴⁴。地域社会で不満を持つ人々への巡回調査を国王が実施する際に、その実施の根拠として、「最近オクスフォードで余とバロンとが協働した結果命じられた」審問であるから、とヘンリが述べていることは、オクスフォード條款が全国各地で公表されたのと同じ効果を持つ、とヴァレンテは解釈する⁴⁵。

ではなぜ開封勅書や、証書集などに記録が無いのか。クレメンティは実際には存在していたはずだが、後になって破壊されたとみなす⁴⁶。1264年アミアン裁定におけるフランス王のルイによるオクスフォード條款体制の否定の文言には、provisions, provisionibus の語が使われているが、これは裁定に委ねるためにヘンリが準備した書面に基づいており、そこには ordinationes と書かれていたのに、ルイは provisionibus と書き換えている⁴⁷。かつて「條款」にあたる文書が存在していたことを、ヘンリは認めないが、ルイは存在を認識していた証拠であるとクレメンティは解している⁴⁸。ヴァレンテも存在していた條款の或る版が、後に破壊されたとみなしている⁴⁹。オクスフォード・パーラメント以後に、條款の規定通りにカウンスルが設立され、條款に含まれる改革が国王とカウンスル名で具体的に命令されている状況を見ると、オクスフォード條款は王国統治に必要な公的規定を記した文書として成立していたと考えられる。

(2) 條款の権威

カーペンターは、1258年6月のバロンは結束して王から統治権を奪い、カウンスルの権限が確立したかのように見せかけたとみなしている。バロンたちが宣誓をして共同体を結成したとき、彼らを結束させた要因について、カーペンターは、彼らがヘンリのリュジニャン家保護策によって被害を受けたことをあげている⁵⁰。仮にその説が正しいとすれば、それは被害者共同体という意味であって、政治意見の一致によるものではない。構成員の一人でも被害が救済されれば、結束は崩れるであろう。しかしカーペンター説に拠れば、6月のパーラメントにおいて、改革派諸侯は国王から統治権のほぼすべてを奪い、カウンスルへと移し、しかもそれがあまりに革命的なので、條款の公表を行わず、隠したと想定されている⁵¹。実際には既に述べたように⁵²、オクスフォード・パーラメント開催中の6月、或いはその閉会直後から、條款の各条に当たる具体的改革が国王やカウンスル名で公表されている。秘密にしていたとは言えない⁵³。リュジニャン家の離英後も改革派諸侯の

結束は続いているので、それを固めていたものが被害者としての共通性であるとは言えない。4兄弟の離英後8月4日に、条款の第1条である地方在住者の不満調査が命じられた時点までは、改革派諸侯の結束は続いていたと言えるだろう。この調査は諸侯自身的不满というよりも中小領主層的不满を調査することが中心課題であったから、被害者としての共通性が諸侯の結束を固めたとする説は成り立たない。

その一方で、改革派諸侯がヘンリに改革を要求した4月28日の時点で、改革内容についての具体的な見通しや結束性を保持していたのか否かは、確かめられない。4月30日までは24人委員会のうち国王側12人は決められているが、諸侯側12人の名が開封勅書に現れるのは6月22日であるから、バートン年代記版のオクスフォード条款はその前後の状況を表記したものであろう。その後7月5日にリュジニャン家4兄弟の離英が決まり、委員の差し替えが行われたから、バートン版の人名リストはそれ以前の作といえる。17世紀のエドワード・クックが保存していた版の条文の配置順はバートン版とは異なるので、条款の決定版というものが無く、6月から10月のパーラメントまでの間に何度か改訂されながら、諸条文をひとまとめにしてオクスフォード条款と呼ぶことが慣例化したのではないだろうか⁵⁴。従って、改革派諸侯の改革計画も当初より固定していた、或いは個人ごとの構想が一致していたとは言えないのではないか。

カウンシルは国王から王国統治権を奪ったといえるのだろうか。カウンシル=15人委員会が設立された時期をめぐって、6月のオクスフォード・パーラメントの最中という観測がすでにある。リチャードソンとセイルズは6月22日説を採る⁵⁵。トレハンは7月6日までには確立していたとみる⁵⁶。選出は6月末、オクスフォード・パーラメント閉会時までには完了したとみなされている⁵⁷。つまりそれ以前には15人委員会は存在せず、国王ヘンリが統治権を行使していた。権限の分有はまだ無い。24人委員会が唯一の改革計画の決定機関である。その当時改革派諸侯が結束していたとしても、国制上の決定を彼らだけで行うことには法的根拠が無い。

オクスフォード条款は、ジェイコブ説では、4~6月に24人委員会中のバロン側12人が起草した個人的メモとみなされている⁵⁸。仮にバートン版条款が個人的メモであったとしても、開封勅書では政府の命令として実行されたことになっているから、実際には両派の会議で決議し、国王の名で命令されたのであろう。国王の名で大法官府から文書が発行さ

れ、役人へ命じられるので、仮のものや秘密のものではありえない。では条款によって設立された 15 人委員会は、カーペンターが言うように「最高行政機関であった」のであろうか⁵⁹。これを実証するには、王よりもカOUNシルの権限が上位にあるという実例を示す必要がある。カOUNシルの名で発給された文書が、国制の重要任務を果たす内容であり、かつ国王の命令を凌ぐことを実証する必要があるが、それはカーペンターによってはなされていない。6 月 22 日にカOUNシルが設立されたのちも、国王の名前のみで発給された文書はかなりある⁶⁰。(以下に述べるように、7 月以降は国王とカOUNシルとは、統治権や行政命令権を分有したのである。)

7 月中にバロンがカOUNシルの実権を掌握し、国王の命令権が失われて、バロンの利害や政権構想が発揮されたとみなしてよいのか。6, 7 月の封緘勅書や開封勅書に見られる証書や令状の内容が語っている、1258 年 6~7 月イングランドにおける国制改革運動の状態は、バロンの改革派が独自の国制観で結束して、国王に彼らに協力するように宣誓させ、独自の国制を文書としてパーラメントで決定した、というイメージとは程遠い。オクスフォード条款より先に作成されたとみなされている、「諸侯の請願」と呼ばれる文書に述べられた改革を必要とする問題点について、パーラメントで 24 人委員会が議論し、合意した条文を国王の証書や令状の形で公表していった、というのが実情であろう。国王はシシリ—十字軍への援助金を受け取り得るのであれば、その見返りとして譲歩し得る制度変更には応じたであろう。4 月にヘンリに改革を迫ったときから、諸侯たちが王国の統治権を獲得する構想を以て運動に立ち上がったという証拠は読み取れない。6 月以降は国王に取って代わって、諸侯たちの会議体によって王国の統治が行われていたことは、証明できない。諸侯たちが王政を廃止して貴族共和政を作ろうと目指したという説明は、受け入れ難い。

レスタ伯シモン・ド・モンフォールやグロスタ伯リチャード・ド・クレア、そしてノーフォーク伯ロウジャ・バイゴッドたちイングランド諸侯たちは、1258 年 4 月に国家の行政的・執行的権力に対する支配権を獲得しようと試みたのであろうか。オクスフォード条款が成立した 6 月以降には、国王ヘンリの封臣の会議体によって王国統治が行われていたのであろうか。シモンたちが改革を実行した政体を貴族寡頭制とみなしてよいのであろうか。これらの疑問を解くべく史料を調査した結果から言えることは次のとおりである。①オクスフォード条款と呼ばれる文書自体が、6 月のパーラメントで決定されたものではなく、

個々の合意事項が、その後徐々に国王の令状や証書として公布されたので、貴族寡頭制と呼べるほどの制度が初めから目論まれたわけでもなければ、結果として生じたわけでもない。②統治権が国王から諸侯の団体へと移行したのかといえば、必ずしもそうではなく、依然として国王独自に交付する特許状や令状が見られる一方、カウンシルだけで公布した文書はむしろ少ない。カウンシルの助言を受けて国王が交付すると明記されている文書もある。ヘンリとカウンシルとは統治権を分担して行使していたという説明が当たっているようである。

(3) イングランド王国の統治とアンジュー家による王国領有

1258年4月以降、諸侯はそもそも統治権を奪取しようとしていたのかという疑問を検証する。統治権を奪取するには軍力と官僚が必要であるが、諸侯個人が家政騎士軍を引き連れてパーラメントへ参加したことは年代記に書かれていても、それらが集合して国王の家政騎士軍と対峙したという記述は管見の限りでは見られない。リュジニャン家4兄弟も家政騎士軍を持ち、オクスフォード条約で王城を返還するよう命じられた際に、これを拒否してウルヴズリ城に立てこもったが、他の諸侯の軍に取り囲まれて、離英した⁶¹。これは軍力の大きさの違いが、行動を決めた例であるが、国王はその時自らの軍を使ってリュジニャン家を救出することは無かった。これが1258年4~8月に軍事的示威が用いられた唯一の事件であるが、実際の戦闘は無かった。これ以外には「統治権奪取」に関して武力が行使された例が見られない。

更に無いのが諸侯団独自の国制官僚が存在したという証拠である。リチャードソンとセイルズはオクスフォード条約の複数の版の比較をして、諸侯の書記の版は文書としての先例に従っていないと指摘している⁶²。国王の書記が加わって作成された版の方が文書の書式を守っている。諸侯団が国王から統治権を奪っても、諸侯が決定した内容を文書化し、役人に命じて実行させるに足る官僚団を諸侯団は持っておらず、国王家政役人からなる官僚に依存する状態であったと、先行研究では考えられている⁶³。

諸侯が一時的に構成した集団の官僚や軍力だけで王国統治を実行できる状態ではなかったことを、諸侯が無視して、国王への諫言を敢行したであろうか。諸侯団だけで王国統

治が行われていたということを、文書証拠で証明することは困難である。王政が廃されて、貴族寡頭制が樹立されたとは、実証できないのではないか。諸侯が為し得たことは、何か。国王と諸侯の団体が協働して、統治権を分有し、諸侯が望む統治と、国王が望む領有とが共存できる状態を作ることではないか。領有権者であるアンジュー家当主ヘンリは、イングランド王国の統治に関しては諸侯の要求を容れて制度を変え、実行することに協力し、諸侯団はアンジュー家の当主が望むヨーロッパ政策が実現できるように援助金を集め、教皇やフランス王、ウェールズ諸領主やスコットランド王と交渉し、軍事力を提供することであろう。もしヘンリが、諸侯の要求を全て呑み、且つその上で王国統治についても諸侯の希望通りに今後とも統治すると約束すれば、諸侯が自ら王国統治に乗り出す必要はなくなり、アンジュー家当主はイングランドの領有者であると同時に、王国の統治権者でもあり得るであろう。

レスタ伯やグロスタ伯らの諸侯が 1258 年 4 月にヘンリに迫ったのは、シシリー十字軍費用を彼らが負担することや、その金額に対する不満が主たる理由ではなかった。彼らは国王直属封臣として、ヘンリに軍事義務を負っており、ガスコーニュ遠征には従軍し、ウェールズ戦役にも参加した⁶⁴。十字軍費用を賄うための聖職者課税は、教皇がイングランド聖職者に課した税であり⁶⁵、ヘンリに直接の原因があるわけではない。聖職者の収入源である十分の一税を支払う教区住民は、同時に世俗領主の被支配民でもあったから、聖職者課税は彼らからの収奪になるという意味で、世俗領主の収入にも影響が及んだ。俗人の十字軍参加により、在地民からの収奪が強化されることは、王国全体から金銭が大陸へと移ることを意味するので、王国民全体にとって由々しき問題であった。この仕組みを変えるには、ヘンリがアンジュー家の利益のために、王国住民を収奪する決定を、当主の独断では行えないようにする仕組み、すなわち統治権者が被治者の同意を必要とする仕組み、言い換えれば領有者が統治権を得るには、被治者の同意を前提とする仕組みが必要となる。

同じことは、ヘンリによる異父兄弟リュジニャン家への優遇策に起因する、イングランド在地民への収奪強化に対する、在地住民とその領主たちの不満を解決する際にも生じ得る。4 兄弟のうち年少の二人は大陸に多く住み、イングランドで集めた財産を大陸へ持ち出していた⁶⁶。領有者とその寵臣が王国民を収奪し、司法制度を悪用していた。また王弟リチャードのコーンウォール伯領経営も、特産の錫からの収入を目当てとし、その金銭は

王弟のドイツ王位獲得の際に、選定資格のあるドイツ聖俗諸侯の買収費用として流用された⁶⁷。諸侯であるコーンウォール伯が支配地で成した資産の運用について、マシュー・パリスはイングランド人として不平を述べている⁶⁸。このようなアンジュー家の大陸重視策は、イングランド王国住民にとって不利益であることは明らかであり、王国領有者である同家の、イングランド王国統治策を変更させるほかには、改善の途が無い。同家の当主ヘンリと直接対話できるのはイングランド諸侯だけなので、彼らが制度改革に取り組まざるを得ない。

1266年ケニルワース裁定以後の王国国制は、ヘンリが統治権を回復するが、シモンの死以降、諸侯団の主導権を握るグロスタ伯の意向が反映された統治方針を、国王として文書で約束し、運営されるはずのものへと変わった。その意味ではバロンの反乱は歴史的役割を果たした。

第3章 オクスフォード条款と王国統治

カーペンターはバロンたちがヘンリから王国統治の実権を奪ったから、この運動は革命であり、その革命はヘンリが教皇の破門宣告を恐れてバロンに譲歩したから生じたのではなく、バロンが武力を用いてヘンリを脅迫したから、ヘンリは嫌々宣誓させられた結果生じた、と解釈している。一方ヴァレンテは、ヘンリは4月30日にバロンによる国制改革を受け入れると約束した後、5月2日にそのことを開封勅書で確認し、6月のオクスフォード・パーラメントでも確認し、6月22日に開封勅書でも確認し、8月4日の開封勅書でも確認していることに注目する。これらのことから見て、ヘンリが嫌々宣誓させられたという解釈は困難であると考え、この時点ではヘンリは国制改革に同意していたと見ている。

さらにその改革の内容について、カーペンターはヘンリから国璽を取りあげ、役人の任免、恩顧の配分、など国王としてのほぼ全ての権限をカウンシルへと移したと解釈している⁶⁹。これに対してヴァレンテは、ヘンリはそれらの権限を失ったわけではなく、国王とカウンシルとが協議して決定する体制への変更であるとみなして、国制上の国王の位置づけは変わっていないと述べている⁷⁰。

この解釈の違いを本稿の趣旨に沿って考えてみる。オクスフォード条款第3条は伯とバ

ロンの側から選ばれた 12 人の委員たちの名前リストであるが、その後、空席補充の規定があり、残りのものが選出して補充すると書かれている。つまり国王が指名するのではない。一方第 2 条は国王側 12 人の氏名リストであり、ここには空席補充規定が無い。つまり国王が補充できるのであって、諸侯側が干渉できない。24 人委員会の構成は国王と諸侯の団体とが半分ずつ分担して保有するという条文である。同様の趣旨は国王への援助金に関する委員会の空席補充規定についても見られる。

第 6 条は最高司法官の宣誓に関する規定が書かれているが、同時にこの役職者が従うべき基準は 24 人委員会と、カウンシルと、王国の諸侯とが作成した、或いはこれから作成する条款 provisions であると明記されている。大法官や財務府長官についても同様の規定が書かれている。国王にのみ従っての行動を禁じられてもいる⁷¹。(7, 15 条) しかし重要役職者の任命権が国王にあるのか、カウンシルにあるのかについては規定が無い。このあと最高司法官に選ばれたのは改革派のヒュー・バイゴッドであったから、このたびはカウンシルの意向に沿う人事であるが、制度上、国王の意向を排除する規定はない。このことから見て、任免権が国王から諸侯へと移ったとはいえ、職務規定の根拠が双方の委員からなる 24 人委員会が作った条款であることから、国王の意向が排除されたわけではない。

第 4 条はイングランド共同体の宣誓であるが、「全ての人が」宣誓するようにさせるとあり、条款の中ではこの条文においてのみ、諸侯だけでなく、王国住民全体を指して、イングランド共同体という言葉が使われている。重要なのは宣誓する目的であるが、「正義を為し、ものを盗らないこと」を誓わされている。違反者を敵とみなすとも書かれている。更に、「国王と王冠への忠誠」を除いてという但し書きが付く。同様の但し書きは第 6 条でも見られ、「国王と王国の利益のために」とあり、また 21、22、23 条のパラメントやカウンシルについても、「王国と国王両方の共通の用件を扱うために」とある。どちらか一方の為だけにという規定は全く見られない⁷²。と同時に、国王と王国(あるいは王冠)とを区別している点にも注意すべきである。諸侯やバロンは国王から直接土地を保有するから、封臣として国王の忠誠を誓う義務があるが、陪臣や都市民、聖職者やその他の王国住民は国王個人に義務づけられる契約をしてはいない。しかし王国住民としては、同じ法や裁判手続きに従うべきである、という趣旨がこれらの文言から読み取れる。

国王はイングランド王国をそのようには見ていない。例えば 8 月 4 日の開封勅書には「余

の王国」という言葉が出てくる⁷³。ヘンリ 3 世にとってはイングランド王国は、他ならぬ自分の或いはアンジュー家の領有地であって、その地を如何に統治するかについて、自分以外の誰かからは指図されないことを所与の前提にして、この言葉を使っている。領有者は無限定で統治権をすべて掌握するという認識が、ヘンリのイングランド統治からは読み取れる。上に述べた例から分かることは、1258年のオクスフォード條款で改革派諸侯たちが変革しようとしたのは、ヘンリのこのような認識の仕方である。

諸侯は、イングランド王国の統治は、イングランド住民に関わることであるから、国王は住民の意向を踏まえて統治する必要がある、とみなしている。その限りにおいて住民は国王に協力し、国王には統治する権利があることを認める。そのための約束を王と諸侯との会議で決定し、証拠書類として残す必要がある、と諸侯たちは決断して行動した。諸侯が住民全てを代表している訳ではない。條款に書かれているのは人口のうちの限られた人々でしかない。それでもこの改革運動においては、統治される立場の人のうちある集団が、領有者に向かって、統治権の分有を主張しているといえる。

イングランド諸侯による国制改革運動は、一過性の政治事件ではなく、アンジュー家によるイングランド王国の領有策が、当主ヘンリ 3 世の大陸政策の変更によって、王国収奪を強化した時点で生じた、王国統治権に関する国制上の画期となる事件であった⁷⁴が、その画期性は「革命的」というより英国的であった。

¹ 拙稿「シモン・ド・モンフォール研究の動向」『イギリス史研究』36、1984年、8-18頁。拙稿「シモン・ド・モンフォール研究の現在」『関西大学文学論集』67-4、2018年、23-50頁。

² Stubbs, W., *Constitutional History of England*, 3rd ed., 1880, Oxford, ii, 75-101; *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History*, 9th ed., 1913, Oxford, pp.36-44, 49-56, 369-71. シモン・ド・モンフォールを、イングランド議会庶民院を設立した功労者とみなす日本語の教科書は、このスタップズ説に基づいて書かれている。百科事典における概説には次のものがある。『平凡社世界歴史事典』高山一彦執筆。『西洋史辞典』創元社、富沢霊岸執筆。『平凡社世界百科大事典』佐藤伊久男執筆。『日本大百科全書』小学館、松垣裕執筆。オクスフォード條款の意義については、次の3点を挙げておく。佐藤伊久男「貴族による『政治的改革運動』の構造」イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』山川出版社、昭和44年。城戸毅『マグナ・カルタの世紀』東京大学出版会、1980年。拙著『シモン・ド・モンフォールの乱』京都大学学術出版会、2003年。

³ *Select Charters*, pp.326-9.

⁴ Treharne, R.F., *Baronial Plan of Reform*, Manchester, 1932, 1971, p.65; Treharne and Sanders, I.J., ed., *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion, 1258-1267*, Oxford, 1973, (*DBM* hereafter) pp.73-4.パウイクも同意見である。Powicke, F.M., *King Henry III and the Lord Edward*, Oxford, 1946, p.376.

⁵ Powicke, *King Henry III*, p.376; *Foedrea, Conventiones, Litterae et Acta Publica*, ed., by T. Rymer, new ed., vol.I, part i, ed., A.Clark and F. Holbrook, Rec. Comm., 1816, pp.358, 366, 369; *Annales Monastici*, ed., Luard, L.R., 5.vols, Rolles Series, 1864-69, (*AM*, hereafter) iii, p.208; i, p.163; *Close Rolls, Henry III*, 1256-59, HMSO, 1932, p.320.

⁶ Carpenter, D.A., 'What happened in 1258?', (1984) in *The Reign of Henry III*, (1996), Hambledon, p.185. 教皇は延ばされた期限である12月が来ても破門はせず、ヘンリには十字軍派遣能力が無いものとみなして、エドマンドのシシリ王位を取り消しただけであった。*Foedera*, I, i, p.379; Matthew Paris, *Chronica Majora*, (*CM* hereafter) vi, p.416.一方、ヘンリにとって教皇から破門されることが脅威であったとみなす研究もある。Hill, F., 'Magna Carta, Canon Law and Pastoral Care: Excommunication and the Church's Publication of the Charter', *Historical Research*, 2016, pp.636-50.

⁷ *AM*, i, pp.163-5; *British Library*; (*BL* hereafter) Cotton MS Cleopatra A VII, fos, 1-67v; Carpenter, op. cit., pp.187-8.

⁸ Carpenter, op. cit., p.187.

⁹ ヘンリは4月7日に集まるように召集したと、5月2日の証書で述べているが、ヘンリの行程表では8日はマートンにおり、9日にウェストミンスターに到着しているの、パーラメントの実際の開催は9日であろう。*Baronial Plan*, p.383; Carpenter, 'What', p.183; Powicke, *King Henry III*, 374-9; *The Thirteenth Century*, Oxford, 1953, p.140, n.1.

¹⁰ Carpenter, 'Secret Revolution, of 1258', in Jobson, A., *Baronial Reform and Revolution in England, 1258-1267*, Boydell, 2016, p.30. 「1258年の革命は4月にウェストミンスターで始まった。4月30日に武装した諸侯がヘンリに降伏を強いたとき、そのクライマックスに達した。王の反対者たちは中央政府の支配権を握り、運動が進むにつれて新しい改革を欲した。」 p.30. テュークスベリ年代記の記述を要約すると、その経過は以下のように説明されている。「4月28日、シシリへの援助金の要求が出された、諸侯が3日以内に回答することが合意された。その3日目に高貴で活動的な男たちである伯、バロン、ナイトたちがウェストミンスターの宮廷に、見事に武装し、帯刀して現れた。しかしその刀は宮廷の入り口に残した。王の面前に来てしかるべく名誉を以て挨拶した。」 *AM*, i, pp.163-5.

¹¹ Carpenter, 'What', pp.190, 193, 197.

¹² *Ibid.*, p.190.

¹³ *Ibid.*, pp.192-3; The National Archives, (*TNA* hereafter) Just 1/1187, m.1; *CM*, v, p.708; Stewart, S., 'What happened at Shere?', *Southern History*, 22, 2000, pp.1-20. 四兄弟の一人、ウィンチェスタ司教選任者の Aymer de Lusignan の命令に従った現地荘官が、反国王派諸侯の一人 John fitz Geoffrey の現地荘役を攻撃して、拉致し Aymer の城 Farnham で殺した。攻撃の原因は Aymer と fitz Geoffrey の Shere の僧職推挙権をめぐる、かねてからの訴訟であったが、ヘンリは fitz Geoffrey の言い分を聞かず、裁判を拒否した。

¹⁴ *CM*, vi, p.409.

¹⁵ *AM*, i, p.459.

¹⁶ Just. 1/1187, m.1; *DBM*, 260-1, pp.270-1; Carpenter, op. cit., p.193.

¹⁷ Carpenter, 'What', pp.188-9.

¹⁸ 上記注 8 参照。

¹⁹ *AM*, i, pp.163-5.

²⁰ *DBM*, pp.236-7.

²¹ Carpenter, op. cit., p.188, n.21.

²² 4月28日にヘンリが諸侯の武力による強制で国制改革に同意させられたというカーペンターの読みは、彼が挙げる次の事実を考慮すると説得力を失う。すなわち4月17日にはヘンリは、St. Briavel's のコンスタブルに、ウィリアム・ド・ヴァレンスのために2000人の弓兵を準備しておくようにと命じていた。ウィリアム自身はエドワードに金を渡して、軍を準備して欲しいと依頼していた。4月30日以後も、ヘンリは外人の軍を呼びよせる計画を立てていた。ヘンリの改革への同意はウェストミンスタの宮廷で、廷臣たちの面前で行われたから、むしろ改革派諸侯の方が軍事力の点では劣っていた。

²³ Carpenter, op. cit., p.190

²⁴ Carpenter, p.196; *AM*, i, p.458.

²⁵ Ibid.

²⁶ *CM*, v, pp.697-8; *DBM*, pp.92-5.

²⁷ Carpenter, op. cit., p.191.

²⁸ Ibid., p.193.カーペンターは次のようにも言う。Henry had 'exalted his uterine brothers in a most intolerable fashion, as if they had been native born, contrary to the right and law of the kingdom. p.194.

²⁹ 拙稿「中世英仏関係にみる境界都市ボルドー」田中きく代、朝治啓三他編『境界域から見る西洋世界』ミネルヴァ書房、2012年、181-2頁参照。

³⁰ 上記注 21 参照。

³¹ Ridgeway, H., 'Foreign Favourites and Henry III's Problems of Patronage, 1247-1258', *English Historical Review*, (*EHR* hereafter) 104, 1989, pp.509-610 を参照。

³² Carpenter, D., 'The Secret Revolution of 1258', in A. Jobson, *Baronial Reform and Revolution in England, 1258-1267*, Boydell, 2016. カーペンターは次のように述べる。'For information about it (Provisions of Oxford) we are dependent on unofficial drafts of the reforms of proposed at Oxford, the most detailed being those preserved in the annals of Burton Abbey.' p.31. またオクスフォード条款の中心課題であるカウンシルの設立と、国王の王国統治権のカウンシルへの移行という論点が隠されていると断定している。'In 1258, ... the reforms at the centre, affecting parliament and the council, were as far as the evidence goes, either not proclaimed at all or proclaimed only in the most general terms, ... one could never have gathered that the council of fifteen was in effect to govern the country.' p.34.隠した理由は政権移行が革新的過ぎるからというものだと推定している。'The reform of the council was not reported, because it was too revolutionary.' p.38. 隠せば移行を正当化する必要が無くなるからとみなしてもいる。'It meant that no elaborate justification was needed for what happened, The whole business was consensual.' p.39. 'In their effort to conceal the coercion of the king, the barons were on the whole successful.' p.40.

³³ 5月2日の王の声明では、24人委員会の設立を決めたが、改革の内容には触れていないことにも注意すべきである。この時点では改革派諸侯も改革の内容を公表していない。内容はそれぞれ12名からなる24人委員会が決定すべき事項である。

³⁴ *DBM*, doc.3. BL, Cotton Vespasian, E. iii, ff.81-82v; *AM*, i, 438-43; ii, *Rerum Anglicarum Scriptores*, Fullman William, ed., Oxford, 1684, i, 407-10; Stubbs, *Select Charters*, pp.373-8 に印刷されている。写本

がある。Bodleian Library, Dugdales, MS.20, ff. 138v-140.で、これは Cotton MS 20 Titus C の失われている箇所であろうという。 *Baronial Plan*, pp.70-1, 175-8.

³⁵ トレハンは24人委員会の決定であるとみなしたが、リチャードソンとセイルズは、24人委員会が『諸侯の請願』を議論し、制定した条項の集まり enactment of the parliament と見ている。Richardson, H.G. and Sayles, G.O., 'The Provisions of Oxford: A Forgotten Documents and some Comments', *Bulletin of the John Rylands Library*, XVII, 1933, pp.3-33; *The English Parliament in the Middle Ages*, Hambledon, 1981.本稿ではハンプルドン版のページ番号を用いる。p.21; *DBM*, pp.8-9.

³⁶ BL, Cotton, Vespasian, E, iii, ff. 83v-85v. これを印刷したものが、バートン年代記である。 *AM*, i, 446-53; *Anglicarum Scriptores*, i, pp.412-16. ほかに *Select Charters*, pp.378-84 にも収録されている。別の二つのマニユスクリプトは BL, Cotton Tiberius, B, iv, ff. 213-214 と、Stow, no.1029, ff.170v-176 である。17世紀のコピーは Inner Temple, Petyt MS. no.533/6, ff. 53-6 で、Richardson and Sayles, pp.317-21 に印刷されている。以下の記述は複数の先行研究から採取した内容に基づく。Richardson and Sayles, 'The Provisions of Oxford', pp.3-33; Valente, C., 'The Provisions of Oxford: Assessing/Assigning Authority in Time of Unrest', in Berkhofer, Robert, ed., *The Experience of Power in Medieval Europe, 950-1350*, 2005, Routledge, pp.28-30.

³⁷ Jacob, E.F., *Studies in the Period of Reform and Rebellion, 1258-1267*, Oxford, 1925, p.5; Jacob, 'What were the 'Provisions of Oxford'', *History*, 9, 1924-5, pp.188-200.

³⁸ Treharne, *Baronial*, pp.75-6; *Calendar of Patent Rolls, (CPR hereafter) 1247-1258*, p.637; *The Chronicle of William de Rishanger of the Barons' War*, ed., by Halliwell, J.O., Camden Soc., 1840, (*Rishanger; de Bellis*, hereafter), p.8.

³⁹ *Ibid.*, pp.82-3.

⁴⁰ Brand, P., *Kings, Barons and Justices, The Making and Enforcement of Legislation in Thirteenth Century England*, Cambridge, 2003, pp.18-19, 24-5.ブランドは「オクスフォード條款」の語を本書では用いていない。

⁴¹ *CPR*, 1247-1258, pp.637ff には改革された結果としての命令が列挙されている。6月22日には、グロスタ伯宛に彼が「国王派の12人の一人として」選ばれたとの記述がある。それに続いて、ロンドン司教、Henry of Wingham、John Mansel 宛に同様の勅書が掲載されている。同日付で、nobles and magnates によって選ばれた12人の名も列挙された勅書も掲載されている。この勅書はヘンリ単独で発給した。(バートン年代記版の條款の第2, 3条にあたる。)更に同じ日、ドーナー城以下10の城の守護職の交代が列挙された勅書が出された。(同第8条) 23日には五港都市の warden の交代、その他の城守護職の交代が命じられた。7月5日リュジニャン家4兄弟が、家政役人とともに離英し、所領管理をハンフリー・ド・ブーンに委ねることを許可する命令が、王の名で出された。翌日、グロスタ伯にポートランド城や Weymuthe, Wyke 港を委ねる任命状が、レスタ伯、グロスタ伯、ノーフォーク伯、Hugh Bigod, John fitz Geoffrey, John Mansel その他カOUNシルのメンバーの名で出されている。(同第24条) これについては Ridgeway, H., 'Dorset in the period of baronial reform and rebellion, 1258-67', *Historical Research*, LXXXVII, no.235, 2014, p.26n 参照。7月8日にはユダヤ人問題改革のための会議が7月28日に開かれるべしとの勅書があり、この中に per concilium suum とか、 provisum est per concilium Regis という記述がある。 *CR*, 1256-59, pp.318-9.(同第17条) 7月23日にはシェリフの交代が命じられ、(同第17条) 8月3日には離英したウィンチェスタ司教選任者の所領管理についての命令が、カOUNシル名で出された。4日にはそこからの収入が王国外へ持ち出されないようにとの命令が王から出された。同日フランス語で、ヘンリが王国改革について

諸侯と合意した旨の声明が出され、同日、地方の不満を調査する各州4名の騎士名一覧が、カウンシルの名前で発表された。(同第1条) Richardson and Sayles, p.23; *CR*, 1256-1259, p.324.

⁴² Valente, *op. cit.*, p.27

⁴³ *DBM*, pp. 98-9.年代記の中には証書 *charter, carta* として條款を指しているものがある。Wavery *Annales, AM*, i, 350; *De Antiquis Legibus Liber; Fitz Thedmar*, ed. by Stapleton T., Camden Soc., 1840, (fitz Thedmar hereafter) pp.38-39; *CM*, v.p.704.

⁴⁴ *CPR*, 1247-58, pp.644-5.この声明の署名はヘンリー一人だけであり、カウンシルや王廷臣の副署は無い。

⁴⁵ Valente, pp.29, 34; *DBM*, pp.116-17, 10月18日付開封勅書によれば, we are sending our letters patent, sealed with our seal, to every county to remain there in its archives.とあり、州に保管されるべきことが国王によって命じられている。

⁴⁶ Clementi, D.R., 'The Documentary Evidence for the crisis of Government in England in 1258', *Parliament, Estates and Representation*, vol.1, part 2, pp.99-107. 特に p.104.

⁴⁷ Walne, 'The Barons' Arguments at Amiens, January 1264', *EHR*, 69, 1954, p.421; *DBM*, no.37B;

Walne, 'The Barons' Argument at Amiens, January 1264', *EHR*, 73, 1958, pp.453-59; *DBM*, cl. 12, 'Decernimus etiam, quod omnes littere super premissis provisionibus et eorum occasione, irritae sint et inanes; et ordinamus quod ipsi regi Anglie restantur et reddantur.'

⁴⁸ Clementi, *op. cit.*, p.104.カーペンターはクレメンティ説に言及するが、コメントしていない。Carpenter, 'Secret', p.30, n.1.

⁴⁹ Valente, pp.40-1. *Flores Historiarum*, ed. by Luard, H.R., Rolls Ser., 1890, ii, pp.473-4 には次のように書かれている。a document *quarum tenor in fine huius libri, una cum provisionibus Oxonie apponetur*: セント・オーバンズの書庫、或いは年代記作者の私的文書集には、かつておさめられていたが、という記述をわざわざ書いたのは、その後の破壊があったとみなすのである。

⁵⁰ Carpenter, 'What happened', p.194; Bémont, French ed., 327; *EHD*, iii, pp.361, 195.

⁵¹ Carpenter, 'Secret Revolution', p.38.

⁵² 上記注 38 参照。

⁵³ Richardson and Sayles に拠れば、條款の条文の多くは、6、7月の国王証書や令状によって、政策化され、実行されている。決して秘密ではないし、ヘンリーが反対したのでもない。カウンシルが命じたのでもなく、ヘンリーが自ら命じている。助言とも書かれず。しかも、助言を受けてとヘンリー自身が述べている箇所もある。王国統治権は、一方が独占したのではなく、分有されていた。Richardson, H.G. and Sayles, G.O., 'The Provisions of Oxford', p.21.

⁵⁴ Richardson and Sayles, *op. cit.*, pp. 11-21.

⁵⁵ *Osney, AM*, iv, pp.18-20; Richardson and Sayles, *op. cit.*, p.21.

⁵⁶ *CPR*, 1247-58, p.640.(22日は4人の選任者が他の構成員を選ぶよう命じられた日。*CPR*, 1247-58, p.637; *Royal and Other Historical Letters Illustrative of the Reign of Henry III*, ed., Shirley, W., ii, pp.127-8. 編者の Shirley は26日とみなしているが。) ; Treharne, *Baronial*, p.74.

⁵⁷ Richardson & Sayles もこれに倣っている。p.21.

⁵⁸ Jacob, *Studies*, pp.5-6.

⁵⁹ Carpenter, 'Secret Revolution', p.34. 'In this vital area the council was in total control.'

⁶⁰ 拙稿「1258年の国王と評議会による権力構成」『関西大学文学論集』53-4、2004年、23-38頁。

⁶¹ *CPR*, 1247-58, p.640.

- ⁶² Richardson & Sayles, pp.24-5.
⁶³ Valente, pp.31-2.
⁶⁴ Bémont, *Simon de Montfort*, translated by Jacob, Oxford, 1930, pp.66, 69, 70, 76, 82.
⁶⁵ Treharne, *Baronial*, pp.60-1.
⁶⁶ *Ibid.*, pp.126-132.
⁶⁷ 拙稿「リチャード・オヴ・コーンウォールのドイツ王位」朝治啓三他編『帝国で読み解く中世ヨーロッパ』2017年、ミネルヴァ書房、参照。
⁶⁸ 同稿、286頁
⁶⁹ Carpenter, 'Secret Revolution', pp.32-34.
⁷⁰ Valente, p.36.
⁷¹ *DBM*, pp.102-3.
⁷² *DBM*, pp.100-101, 110-11.
⁷³ *CPR*, 1247-58, pp.644-5.
⁷⁴ Clanchy, M.T., 'Did Henry III have a policy?', *History*, 52-3, 1968, pp.203-16.